

【第2節】 外来医療

- 平成30年に医療法が改正され、医療計画において定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加されました。

外来医療に係る医療提供体制は、地域でその中心的な役割を担う無床診療所の開設が都市部に集中している状況にあることから、地域ごとの外来医療機能の偏在等の情報を可視化し、新たに開業しようとしている医師及び医療機関等が開業にあたって参考となる情報として提供することで、自主的な行動変容を促し、偏在の是正及び地域の外来医療提供体制の充実に寄与することを基本的な考え方としています。

加えて、医療機器の配置状況等も可視化し、共同利用を促すことで、医療機器の効率的な活用の推進も図ることとしています。

- また、令和3年5月、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）により、外来医療の機能の明確化・連携に向けて、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告する外来機能報告が医療法に追加されました。

医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関を「紹介受診重点医療機関」として位置づけることで、地域の外来医療における患者の流れの円滑化を図ることとしています。

- 本事項については「第八次（前期）外来医療計画」（別冊）として定めます。なお、第八次（前期）外来医療計画の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とし、3年後に見直しを行います。

第八次（前期）外来医療計画の概要

現状と課題

- 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況の客観的な把握にあたっては、外来医療のサービスの提供主体は医師であり、外来医療機能の多くは診療所で提供されていることから、診療所の医師数に基づく指標（以下「外来医師偏在指標」という。）を用いることとされています。本県の保健医療圏別の外来医師偏在指標は下表のとおりです。

全国の二次医療圏のうち、上位3分の1に該当するものを「外来医師多数区域」と設定することとされており、本県では新宮保健医療圏を除く6つの保健医療圏が外来医師多数区域に該当します。

保健医療圏	外来医師 偏在指標	外来医師 多数区域	保健医療圏	外来医師 偏在指標	外来医師 多数区域
和歌山	148.9	該当	那賀	125.0	該当
橋本	113.9	該当	有田	133.2	該当
御坊	140.1	該当	田辺	121.3	該当
新宮	95.7				

- 他県と比較すると、本県は相対的に診療所医師が多いとなっておりますが、診療所医師数は近年は減少傾向にあります。年齢階級別では60歳代・70歳代の割合が最も高く、今後10年あまりの間に、診療所医師の大幅な減少が懸念されます。

【課題項目】

- ① 地域の外来医療提供体制の確保
- ② 患者の流れの円滑化

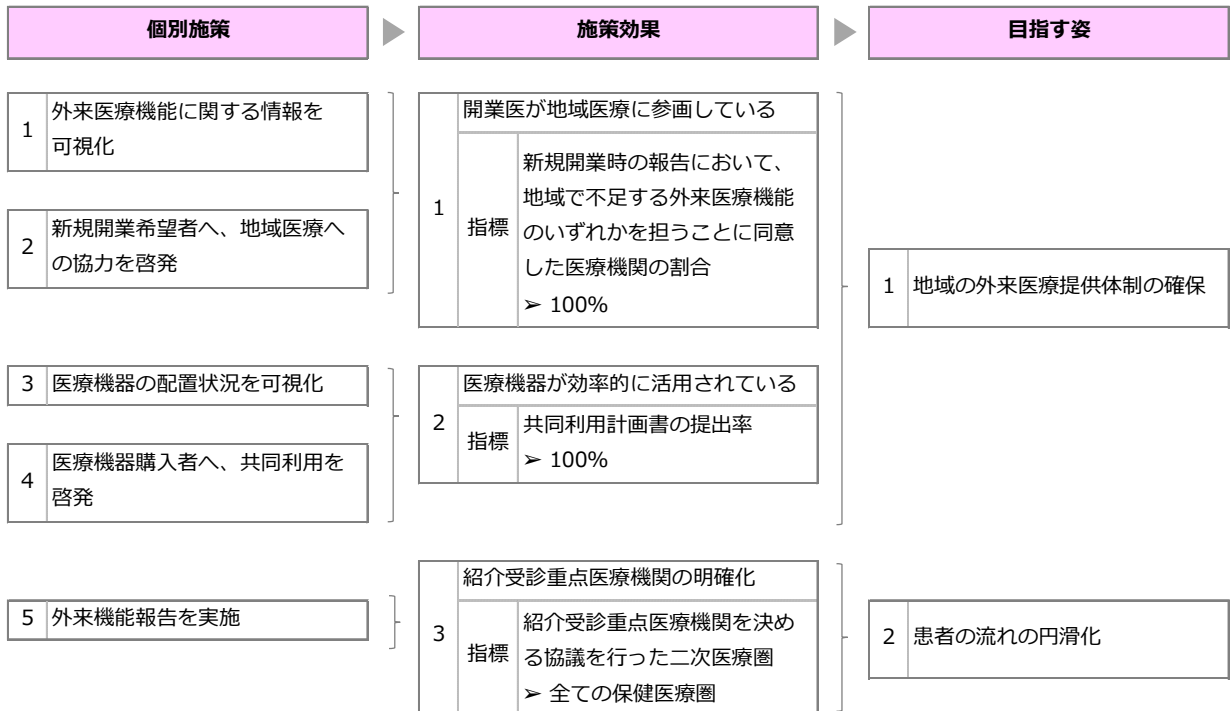
対象区域設定

- 対象区域は二次医療圏（保健医療圏）単位とします。

施策の方向

- (1) 開業医の地域医療への参画
 - 外来医療機能に関する情報を可視化し、開業にあたって参考となる情報として公表します。
 - 新規開業希望者には、地域で不足する外来医療機能への協力を求めます。
- (2) 医療機器の効率的な活用
 - 共同利用を促す対象医療機器の配置状況を可視化します。
 - C T及びM R Iを購入する医療機関には、共同利用を働きかけるとともに、共同利用計画書の提出を求めます。
- (3) 外来医療機能の明確化
 - 外来機能報告等を通じて、紹介受診重点医療機関を明確にし公表することで、患者の流れの円滑化を図ります。
- (4) 地域の協議の場における情報共有
 - (1)～(3)の取組状況について、地域の協議の場において、地元医師会をはじめとする医療関係者等と情報共有を行います。

数値目標の設定と考え方



第八次（前期）外来医療計画は別冊になっています。

和歌山県外来医療計画 | 和歌山県ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/d00203801.html>